

事業活動に伴って発生するごみは、すべて事業系ごみになります。

会社もしくは個人で事業を始める人

個人事業主  
(税理士、司法書士等)



美容室



飲食店



土産物店  
(小売り店) など...



## 事業所から出るごみ

① 廃棄物収集運搬業許可業者に  
委託して処分する。

事業系ごみは「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられます。分別を徹底すれば、排出される品目のほとんどが「産業廃棄物」になります。

- 産業廃棄物…  
産業廃棄物は市の処理施設に搬入できません。産業廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。  
(詳しくはP.6参照)
- 一般廃棄物…  
一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する。  
(詳しくはP.8参照)
- 家電リサイクル法対象家電…  
処理方法については、(一財)家電リサイクル券センター  
(HP:[http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p\\_price.html](http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html))  
(TEL:0120-319640)にお問い合わせください。

② 自分で処理施設に搬入して  
処分する。(自己搬入)

- 産業廃棄物  
産業廃棄物品目ごとの産業廃棄物処分業者に搬入する。詳細については、神奈川県または(公社)神奈川県産業資源循環協会に確認してください。

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課  
(045-210-1111) (代表)  
(公社) 神奈川県産業資源循環協会  
(045-681-2989)

- 一般廃棄物  
市の処理施設に自己搬入する。搬入できる品目や搬入方法については、ごみ減量対策課に確認してください。  
鎌倉市ごみ減量対策課(今泉分室)  
(0467-44-5369) (直通)

**!** 収集運搬業者は、ごみの分別はしません。  
分別は、必ず排出事業者が行ってください。